

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」について

---2023年2月単価適用分より開始 電気料金を国の補助により値引きします---

国分隼人ガス株式会社（代表取締役社長 迫 浩一、霧島市隼人町真孝499番地）は2022年10月閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」のひとつである「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、本事業）」に登録申請を行い、2022年12月23日事業者として採択されました。

つきましては、本事業に基づき、電気をご契約いただいているお客さまに対し、国の補助による値引きを実施いたしますので、以下の通りお知らせいたします。

1. 本事業の目的

国が補助する金額を小売事業者が値引きしてお客さまに請求することで、エネルギー価格高騰に伴う電気・都市ガス料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減することを目的に実施する事業。

2. 内容

対象のお客さま	低圧契約のお客さま
値引き単価 (税込)	7.0円/kWh *1 *2
適用開始時期	2023年2月単価適用分より *3
標準世帯における 負担軽減額	標準世帯 2,800円/月 (使用量 ^{低圧} 400kWh/月の場合)

*1 値引き単価については、政府の方針により変更される可能性があります。

*2 当社は、日本ガス株式会社（小売電気事業者番号A0190）との取次委託契約に基づき電気を販売します。

*3 適用終了時期については現段階では2023年10月予定ですが、来年度の政府の方針により前後する可能性があります。

3. 値引き額の反映方法

各月の燃料費調整額（電気）に値引き額を反映させて料金を算出し、値引き後の金額をお客さまに請求いたします。お客さまからのお申込みは必要ありません。

※当月の使用量がない（基本料金のみ）場合、値引きする単価がないため料金の値引きはありません。

4. 本事業内容に関する国のお問い合わせ先

☎電気・ガス価格激変緩和対策 事務局 お客さま向け窓口

<フリーダイヤル> 0120-013-305 全日 9:00～17:00（年末年始を除く）

HP 経済産業省資源エネルギー庁特設サイト

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>

《本件に関するお問合せ先》

国分隼人ガス株式会社 ☎0995-43-6543（平日 9時～17時）

以上